

# 個人情報適正管理規定

(個人情報を取り扱う社員の範囲)

第1条 個人情報を取り扱う事業所内の社員の範囲は、職業紹介担当者とする。個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者とする。

(個人情報を取り扱う社員への教育・指導)

第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の社員に対し、個人情報取り扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得るように努めることとする。

(個人情報の開示等)

第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があった場合は、当該請求が客観的事実に合致するときには、遅滞なく訂正を行うこととする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取り扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

(個人情報に関する苦情処理)

第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者とする。

静岡焼津マネジメント株式会社  
静岡県静岡市葵区追手町3番11号  
しづおか焼津信用金庫追手町ビル6階